二　当該特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）に同号ハ(1)に掲げる上場株式等の受入れをしようとする旨

四　当該非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）に特定累積投資上場株式等（同項第六号に規定する特定累積投資上場株式等をいう。次項において同じ。）を受け入れない旨

五　提出者が施行令第二十五条の十三第二十五項第四号ロ(1)又は(2)に掲げる要件のいずれに該当するかの別

六　その他参考となるべき事項

10　第三項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十六項において準用する同条第八項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる上場株式等の区分に応じ第三項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第三十七条の十四第五項第六号の特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等	非課税管理勘定	特定累積投資勘定
	第三十七条の十四第五項第三号	第三十七条の十四第五項第七号
法第三十七条の十四第五項第六号の特定非課税管理勘定に係る上場株式等	非課税管理勘定	特定非課税管理勘定
	第三十七条の十四第五項第三号	第三十七条の十四第五項第八号

第十八条の十五の三第十一項を次のように改める。

11　第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第二十九項第一号（同条第三十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四項第一号中「第二十五条の十三第十項第一号」とあるのは「第二十五条の十三第二十九項第一号」と、同項第三号及び第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と読み替えるものとする。

第十八条の十五の三第二十三項から第二十九項までを削り、同条第二十二項中「、第二十八項又は第二十九項後段」を「又は第三十五項」に、「同条第三十項」を「同条第三十六項」に改め、同項第一号中「若しくは同号」を「若しくは同条第八項第二号」に、「同項第二号」を「同条第十七項第二号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十三第二十八項又は第二十九項後段」を「第二十五条の十三第三十五項」に、「同条第二十六項又は第二十九項後段」を「同条第三十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　法第三十七条の十四第八項に規定する財務省令で定める場所は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一　国内に居所を有する個人　当該個人の居所地

二　恒久的施設を有する非居住者（前号に掲げる者を除く。）　当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとする。）の所在地

第十八条の十五の三第二十項を削り、同条第十九項中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、「申請書、」及び「若しくは非課税口座簡易開設届出書」を削り、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の三項を加える。

21　法第三十七条の十四第六項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する届出事項（以下この項において「届出事項」という。）を同条第六項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条の規定の例によるものとし、同項に規定する財務省令で定める方法は、同令第五条第一項の定めるところにより届出事項を送信する方法とする。

22　法第三十七条の十四第七項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名及び生年月日

二　整理番号

三　その他参考となるべき事項

23　法第三十七条の十四第七項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所

二　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第十七項及び第十八項を削り、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十七項」を「第二十五条の十三第三十四項」に、「第三十七条の十四第七項」を「第三十七条の十四第八項」に、「第二十二項第二号」を「第二十六項第二号並びに第十八条の十五の十第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項を削り、同条第十三項中「第三十七条の十四第五項第八号に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第五項第八号」に、「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第十六項」に、「を提出した」を「の提出（同項に規定する提出をいう。以下この項、第二十九項及び第三十項並びに第十八条の十五の九において同じ。）をした」に改め、同項第二号中「又は非課税口座簡易開設届出書の前項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」を「に記載された整理番号又は前項第二号に規定する提供を受けた整理番号」に改め、同項第三号中「及びその廃止された日の属する次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める事項」を削り、同号イ及びロを削り、同項第四号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　法第三十七条の十四第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二　当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号

三　当該非課税口座開設届出書の提出年月日

四　当該非課税口座開設届出書の提出により設定された勘定の種類及びその勘定が設定された非課税口座の記号又は番号

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第十二項中「第三十七条の十四第五項第七号に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第五項第九号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第五項第七号」を「第三十七条の十四第五項第九号」に、「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第十三項」に、「第三号」を「以下この項、第二十七項、第二十八項」に、「を提出した」を「の提出（法第三十七条の十四第十三項に規定する提出をいう。以下この項、第二十七項及び第二十八項において同じ。）をした」に改め、同項第二号中「受けた非課税適用確認書」の下に「（所得税法等